

* *ひとり親家庭医療費助成制度（福祉医療）* *

ひとり親家庭医療費助成制度は、ひとり親家庭等の医療費の自己負担を助成することにより、母子または父子の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

以下の要件に該当する方は、申請により「福祉医療費受給者証」を交付します。

* 助成内容

保険診療による医療費の自己負担分

* 対象者

- ・ひとり親家庭の18歳までの児童とその母または父
- ・父母のいない18歳までの児童
- ・両親のどちらかが重度障害により働けない18歳までの児童とその母または父

* 所得制限

市民税所得割非課税の世帯

住民票上の世帯が別であっても、同居されている方は同一世帯となります。また、生計を同一にされている方は、同居の有無に関わらず同一世帯となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

※19歳未満の扶養親族がある場合、扶養をとられている方の市町村民税所得割額から以下の金額を控除しますので、課税されていても該当となることがあります。

- ◇ 19,800円×16歳未満の年少扶養の人数
- ◇ 7,200円×16歳から19歳未満の扶養親族の人数

※ただし、税の扶養として申告している人のみ控除の対象となります。

* 助成開始日

- ・ひとり親家庭になられた月の申請であれば、ひとり親家庭になられた日から
- ・転入の場合、転入月の申請であれば転入日から
- ・上記以外の場合は、申請月の初日から

* 申請に必要なもの

- ・申請者の身分確認書類（運転免許証等顔写真つきのもの）
- ・母または父及び対象児童全員の健康保険証
- ・印かん（※被保険者本人が来庁の場合は不要）
- ・ひとり親家庭であることを証するもの（児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本等）
- ・保護者の個人番号がわかるもの（個人番号カードもしくは通知カード）
（※山口市で保護者の所得状況が確認できる場合は不要）
- ・山口市で所得状況の確認ができない方（転入・他市課税等）は、市区町村民税の課税標準額がわかる所得課税証明書（注1）又は、地方税関係情報の取得に関する同意書
（注1）申請時期によって必要な書類の年度が異なります。

◆毎年8月1日に更新をします。このとき所得制限の判定年度が変わります。

* 申請場所

保険年金課、各総合支所総合サービス課

※土・日・祝祭日を除く。

お問い合わせ先

山口総合支所保険年金課	福祉医療担当	TEL (083) 934-2803
小郡総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 973-8131
秋穂総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 984-8022
阿知須総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (0836) 65-4113
徳地総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (0835) 52-1113
阿東総合支所総合サービス課	市民生活担当	TEL (083) 956-0992

へお問い合わせください。